議案第3号

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市特別職職員の期末手当の支給率の改定等をするため、この条例を定めようとする。

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

関市特別職職員の給与等に関する条例(昭和43年関市条例第4号)の一部を 次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の関市特別職職員の給与等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。